「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月19日（木）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「老人憩の家運営助成事業（常設分）」

（事務局）　それでは次の議論に移ります。

老人憩の家運営助成事業です。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨説明をいたします。

（改革ＰＴ）　老人憩の家の助成ですけれども、小学校区を基本といたしまして、地域の高齢者の自主活動を行う拠点といたしまして372カ所設置しておるところでございます。これに対する運営補助ということで、補助金が43万8,000円、お支払いしてるということでございます。ただ、他都市の設置状況で言いますと、横浜市が４カ所ですとか、神戸市が24カ所、名古屋市１カ所、京都市５カ所、数が非常に少ないという状況でございます。

見直しの考え方といたしましては、老人憩の家と併設されているところが多い地域集会所につきましては運営補助を出しておりませんので、利用者負担を求めるということで自主運営を図っていただきたいということで運営助成を廃止ということにしております。

ただし、後ほどまた福祉局のほうから御説明あると思いますけれども、他団体の状況につきまして、この間、局と調整させていただいてました内容が違う状況もあるようですので、その点は再度、精査をして調整する必要があると考えております。

以上でございます。

（事務局）　続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（健康局・福祉局・区）　福祉局、高齢者施策部長の久保でございます。

老人憩の家につきまして考え方を述べさせていただきます。当然、老人憩の家につきましては、地域の高齢者が生きがいを持って元気に自立した生活を送るための自主活動の場を提供するということで、その提供することによりまして高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として、現在、小学校区、これを基本に１カ所設置をいたしております。

また、利用料につきましては、これは昭和40年４月５日に厚生省の社会局長通知とい

うのがございまして、これに基づきまして老人憩の家は施設を無料で実施するようにという通知が来ておりまして、現在も無料といたしております。ただ、施設を維持管理すると、無料ですので維持管理するために必要な経費ということで年間43万8,000円を補助をして高齢者の自主活動を支援してきております。

今回、ＰＴの試案におきまして、集会所と同様に利用者の負担を求めるということで自主運営を図る、こういうふうに示されております。当局といたしましては、結論から申しますと、やはりこれは引き続き憩の家の補助につきましてはお願いをしたい、支援をしていきたいと考えております。それは老人憩の家、この自主活動の拠点施設でございます。今後、高齢化も進んでまいりますし、地域の高齢者の生きがいづくりでありますとか、活動の場をやはり提供しなければいけない、それと、今、先ほどの事業もございましたが、食事サービスとか、地域ネットワーク委員会の事業でありますとか、地域住民のその高齢者の見守り、いろんな意味での見守り等の活動拠点にもなってる施設でございまして、地域のボランティア活動、それから福祉活動の拠点施設としても重要な役割を担っております。

特に本市は一人暮らし高齢者が非常に多いということで、その高齢者の孤立化を防ぐという意味からも地域とのかかわりを持ち続けていただくことが非常に重要であると考えておりまして、この点につきましても憩の家で実施するさまざまな活動が必要であると考えております。

見直し案に示されました利用者負担でございますけれども、これは自主運営を行うということですけれども、高齢者が気軽にさまざまな活動に参加する機会というのは、参加するたびに利用料を払うというのは少しその機会をそぐんではないか、したがって、利用者の減少を招きますし、それから自主活動を抑制するということにもなります。そして何よりも地域とのつながりの希薄化が進むと考えられます。引きこもりの増加にもつながることも考えられますので、これにつきましてはぜひとも老人憩の家の補助を継続する必要があると考えております。

それと、先ほど部長から少し他都市の実態でということがございました。本市と同様に17の政令市におきましても老人憩の家というのは設置しておりまして、この利用料というのは国の通知に基づきまして全市でやはり無料となってございます。したがいまして、運営経費につきましては各市によって少し違いますけれども、運営助成、もしくは指定管理ということで運営しているとこもございまして、どちらにいたしまし

ても公費負担を行っているということでございます。

それと、その活動拠点、これ憩の家だけではなくて、各市によってさまざまではございます。比較している４市におきまして、憩の家の数は非常に少ない市もございます。例えば神戸市におきましては高齢者を含めた地域の福祉活動の拠点施設として小学校区を基本に地域福祉センターというのを189カ所、これは設置いたしております。京都市も小学校下を基本に老人クラブハウスというのを120カ所設置しておりまして、ほかの政令市におきましても老人憩の家に類似した施設が存在しておりまして、地域レベルでの高齢者の自主活動の支援がどことも行われているということでございます。

それと、老人憩の家は地域集会所と併設のところもあれば単独の施設もございます。これは全体の３分の２が併設ということでございますけれども、それぞれの施設の近くの環境といいますのは、高齢者人口でありますとか、活動の状況など、地域需要もさまざまであると考えられます。したがって、今後は先ほどから区長さんのいろんな意見もございましたけれども、各区に当然、移管をいたしまして、それぞれの地域が老人憩の家や地域集会所などの地域施設の今後の運営につきまして検討していただきまして、地域の考え方を反映して地域の実情に応じた運営をしていくということが、各区においてそれを支援していくということが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。よろしくお願いします。

（改革ＰＴ）　資料15ページで下から二つ目のポツのところに載っております比較４市の他団体の状況なんですけれども、神戸なり、京都でも小学校下に一つ、老人憩の家とは名乗ってないんですけど、ほかの名前で施設があるということを改めて示していただきまして、ここにつきましては、おおむね皆さん、指定管理をしておられるようなんですけども、運営費というか、利用料取っておられるのかどうかとか、そのあたりまでちゃんと調べていただいてますかね。

（健康局・福祉局・区）　利用料につきましては徴収はしていないと聞いております。

（改革ＰＴ）　ホームページなんかで見ますと、１回幾らとか、そういうことも書いてあったような市もあるようなんで、そのあたりもきっちり調べさせていただいて、ちょっと共通の土台を持って、また調整させていただきたいと思っております。

（健康局・福祉局・区）　はい。

（改革ＰＴ）　我々、12月にチーム立ち上げて、いろいろ情報も収集、限られる中で、局

の御協力もいただいて出してきたんですけれども、今の点については、こういう議論が行われるというときに提供いただいたということがありまして、できるだけ共通の土俵の上に立った実りある議論をと望んでおった状況から言うと非常に残念な結果になったんで、ちょっと引き続きその辺はしっかりと情報提供、よろしくお願いしたいなと思ってます。それをベースに、もし比較４市等においても何がしかの財政的な支援をしているという実態があるのであれば、その実態を深く精査した上で検討はしていきたいなと思ってます。

それはそれとして、自主的な運営をもっと図っていくべきだというお話、先ほどあったんですけど、ちょっと昔のことを思い出したんですけれども、老人憩の家というのは老人憩の家という看板をそこに表示しなければならないというそういう制限は今も続いてるんですか。

（健康局・福祉局・区）　はい。

（改革ＰＴ）　まさにそこらあたりがすごく画一性といいますか、私、区長時代に聞いたのは、やはり老人憩の家という看板かかってたら行きにくいわという元気な高齢者の方なんか、やっぱり生き生きとか、サロンとか、そういう名前にしたいという声があるんで、区長さん、変えられへんという話を聞いて、それはそうやなということで、区役所通じて局にお願いしたら、いや、これはあきませんと一言で片づけられたということを思い出しまして、それはなぜだめなんですか、何で決まってるんですか。

（健康局・福祉局・区）　先ほど申し上げました。

（健康局・福祉局・区）　高齢者施策部いきがい課長の河野です。

今、現行、うちのほう、老人憩の家につきましては国の運営基準に基づきましてうちのほうも大阪市の運営基準を設けておりますけれども、その運営基準の中に老人憩の家と表示するということと60歳以上の方を原則利用ということで決めておりますので、そういう形で今、決めております。ただ、今後やはり老人憩の家が老人しかできないとか、使えないとかいうことではなくて、地域の中でやっぱり地域施設のあり方というのは検討していっていただくというのが基本のこれまでからお話出てる内容なんで、その方向はその方向で進めていくべきやと考えてます。

（改革ＰＴ）　恐らく制度が発足した何十年前かわかりませんけれども、そういう時間の経過によって意識自体も当然変わってきてるし、それは逆に金を出すから口も出すというまさに今の分権の流れと逆行するような事態をそのまま受け入れてるということ

自体もどうなのかなというのもありますし、先ほどありました比較４市の中でも地域福祉センターを設置しとか、老人クラブハウスを設置しとかいう資料の記載ありますけれども、全国一律すべて老人憩の家という看板がかけられてるんですか。

（健康局・福祉局・区）　いえ、すべてかけられてないとは思います。それで先ほど室長からもお話ありました、例えば地域の方がその憩の家を使いたいけども、例えば子供会であるとか、青少年指導員の団体が使いたいということは、60歳以上でないと今は使えないという形になっておりまして、これは後ほど老人センターの話もあると思いますけれども、やはり地域の実態に合った老人憩の家であったり、集会所であったり、いろんな老人センターであったり、地域のそういう地域施設全体を本当にどうしていくのか、看板を外すことによって、例えばコミュニティー会館にするのか、それともこれはそのまま存続さすのかということにつきましても、それぞれの地域でやはり御検討もいただくべきだと思っております。

ただ、私ども、今、この利用料を取って憩の家を自主運営してくださいということにつきましては、今すぐには非常にしんどいということで支援をしたい。ただし、将来的にはこの施設のあり方自体を地域の方々の利用実態に即したような形で全体的に見ていかないと、それぞれの所管している所属ごとに縦割りになってしまいますので、地域はそういうわけにはいかないと思いますから、その辺のところは当然、進めていかなければならないとは考えております。

（改革ＰＴ）　利用料の話はまた新しくデータを勉強していくということで、それとは違う議論としてさせていただいてます。少なくとも利用者を限定して、本来、原則60歳ですか、以上の方という、その利用者を限定するというのと、看板を一律にするというのは全然別の話だと思いますんで、何かそういう過去の形骸をずっと守るような部分については、それもそういうことはないということなのか、いや、まだ検討させてくださいということなのか、その点だけ確認させてください。

（健康局・福祉局・区）　実は平成12年の高齢者保健福祉計画策定した際に、私、課長でおりまして、そのとき老人福祉センター、あるいは老人憩の家について、いつまでも老人、老人やなかろうやと、あるいは老人福祉センターじゃなかろうやというお話をさせていただきました。一方で法的位置づけ、これは役所的ですけどもありまして、そのまま憩の家。当時、既に神戸市が集会所も含めて地域福祉センターという看板を上げ始めたときだったと思います。うちもこれ、当然、５人に１人、４人に１人が高

齢者ですから、実際の利用者は高齢者が中心になろうかと思うけども、地域福祉センターということで看板変えたらどうやと、あるいは老人福祉センターも老人福祉センターということですと、私は老人と違うねんという人もおられるでしょうから、むしろ高齢者活動アクティビティーセンターであったり、あるいはもう地域福祉センターであったり、看板を変えて、主体は高齢者です、あるいは法的位置づけは老人福祉法に基づく施設ですという括弧づきの看板でもええの違うかという論議はした記憶はあります。それからもう10年たって、いまだにそのままの看板になっておりますけれども、ここら辺もほかの市民利用施設もあわせて集会所、あるいは地域交流センター等もあわせて、それぞれの区、また何でも区に任せたら申しわけないけども、活動実態に合わせて看板のかけかえもありかなという気はしてます。だから何も老人福祉センター、老人憩の家に固執するつもりはないです。

（改革ＰＴ）　すごい各論の各論でこんなに長時間、時間費やすのもどうかなと思いますけれども、やはりこれすごくシンボリックで重要なことだと思います。今、区のほうでとおっしゃいますけれども、むしろその大前提として制限をかけてるんじゃないかということを申し上げてるわけで、いや、もうちょっと聞こうか聞こうまいか悩んでたぐらいで、聞いても、ああ、もう変わってますよという返事をすぐもらえるかなと思ってたんですけども、これほどこの議論に時間を費やさなければならないという、そういうところをまずしっかり改めないと、区長さん、地域やというそういう発言が非常にむなしく聞こえるんじゃないかなと思いますんで、判断をゆだねるけれども、一方でこういう制限をかけるという部分の、ある意味、細かいささいなことかもわかりませんけれども、シンボリックなことだと思いますんで、そこはもう速やかに大所高所からの判断をしっかりしていただいて、それが厚生労働省の関係なりでできないということであれば声を上げていただくとか、ささいなことかもわかりませんけれども、やっぱりそういうまさに姿勢というのをしっかりと示していただきたいと思います。

（健康局・福祉局・区）　私もこんなところで勝負はしたいと思いませんので、室長おっしゃるとおりの方向で検討したいと思ってますし、それと地域集会所の関係も、一応これ市民局との縦割りの中でやっております、依然として。地域施設のあり方についての検討も、これも早急にまとめたい、区長の御意見も聞きながらまとめたいと思ってますのでよろしくお願いしたいと思います。

（橋下市長）　今は市民局と何をまとめるということなんですか。

（健康局・福祉局・区）　地域交流センターという先ほど言いましたように併設の施設がございます、憩の家と地域交流センターという二つの施設が併設されてます。片方は利用料を取ってない、片方は利用料なり使用料を取るという。

（橋下市長）　併設してるのはですか。

（健康局・福祉局・区）　併設してるのはね。

（橋下市長）　それは年齢によって。

（健康局・福祉局・区）　年齢によって。

（橋下市長）　地域交流センターは別に高齢者以外の方でも利用できるんですよね。

（健康局・福祉局・区）　もちろん利用できますし、正直なところ、一体的に利用されているケースが多いです。例えばお葬式をされる際に、１階の地域交流センターで葬式するけども２階で集まる。

（健康局・福祉局・区）　集会所。

（健康局・福祉局・区）　集会所やな、地域集会所です。

（橋下市長）　集会所は利用料取るわけですね。

（健康局・福祉局・区）　そうですね。

（橋下市長）　わかりました。これさっき名前のところは法律で決まってるんですか。

（健康局・福祉局・区）　先ほど言いました厚生省の当時の通知によりまして、この設置運営の通知によりまして、老人憩の家の管理基準というのがございます。その中に老人憩の家には必ず老人憩の家の表示をしなければならないと規定はされております。ただ、今、室長おっしゃいましたように、それは外せば別に老人憩の家として設備やればいいわけですから、それについては検討してます。

（改革ＰＴ）　40年の通知で決まってるって、きのうも議論ありましたけども、分権一括法制定されて何年たってるんですかと言いたいですけどね。

（橋下市長）　皆さん、僕も知事時代にいろいろやりまして、ガソリン税の暫定税率で総務省の通知の紙切れ１枚で10億円、トラック協会に払ってたやつを、もう政治的にわんさかありましたけど、もうそれは認めないとかいろいろやってるので、僕の今の立場でその通知で従えといったら、それはもうちょっと市民からも府民からも全国民から笑われますので、もうその通知は結構です、その名前の、実体的な意味ないわけで、税金の使い道をある意味、縛って、これ老人憩の家というのは厚労省か何かから補助

が出てるんですかね。

（健康局・福祉局・区）　いえ。

（橋下市長）　出てないんですか。

（健康局・福祉局・区）　はい、出てません。

（橋下市長）　出てないのに何でこんなこと言ってくるんですか。

（健康局・福祉局・区）　設置運営についてということで要綱は通知があるんですけれども、運営経費等については補助等はございません。

（橋下市長）　老人憩の家で税の国税が入ってるんであれば、何でもかんでも無視するわけにはいかんなと思ったんで、60歳以上とか、そういうところを前提に、国の法律で決まった国税が入ってるんだったら決めなあかんなと思ったんですけど、国税は入ってないんですか。

（健康局・福祉局・区）　いただいておりません。

（橋下市長）　入ってないんですか。

（健康局・福祉局・区）　はい。

（橋下市長）　そしたら、もうそんなの全く言うこと聞くことないですよ、それ。もうやめましょうよ、60以上はもう枠外して、老人憩いの名前ももう外して、だから大阪市のこの運営経費出すか出さないかはいろいろ議論ありますけど、こっちは大阪市でやったらいいんじゃないですか、区で決めてもらったら。名は体を表すですから、僕はやっぱり区長、もう名前やっぱり考えるとか、そういうのも各区ごとに何か施設やるときに、民間企業でも、大阪府立体育館なんて、あんな名前も絶対だめだということでネーミングライツとかやり始めたんですけど、老人憩の家とか何か、何とか集会とか、何とか福祉センターとか、もっとキャッチな名前つけたほうがいいんじゃないでしょうかね。

（健康局・福祉局・区）　おっしゃるとおりだと思います。一律的な役人が考えた無味乾燥の名前よりも、地域の密着型で。

（橋下市長）　そうなんですよ。

（健康局・福祉局・区）　公募するとか、地域の皆さんに愛していただけるような名前にするとかいうのは、まさしくそうしたいと思います。きょうもございましたように、なるべく規制緩和を低くしていただいて、区長の裁量にさせていただくんなら、裁量が本当にできるようにしていただかないと、区長の裁量で決めましたけど、規制緩和

でいろいろ規制があるんなら、何もせっかく来たの意味がございませんので、先ほど私、ハード、人、物、お金も言いましたけども、まさにこの地域におけます地域集会所、それから老人憩の家、それから小学校にございます生涯学習ルーム、この３カ所というのは小学校区の単位の地域では非常に有効なハードでございますので、ぜひともうまく利用したいと思います。地域の方もうまく利用したいと思ってんねんけども、やっぱり規制があるんでなかなか、ルームのほうは障害者ルームの推進員とかおられて、ここの強化がなかったらだめやとか、この老人憩の家は老人クラブさんのいろいろ了解がなかったら難しいとかいう話がございますので、ぜひともそれはまさしく自由に使えるように、地域の皆さんの知恵が働くようなものにしていきたいと思いますけど、まず規制緩和をよろしくお願いいたします。

（橋下市長）　これ老人憩の家というのは、じゃあ最初つくるとき、でも、これは実際は地域の皆さんの所有財産なんですかね。

（健康局・福祉局・区）　違います。

（健康局・福祉局・区）　老人憩の家については、先ほど部長説明しましたけれども、公設置のものと民のものがあります。

（橋下市長）　老人憩の家の中にそういうものがあるわけですか。

（健康局・福祉局・区）　そうです。それは地域集会所も同じなんですけれども。

（橋下市長）　そしたらもう完全に地域財産という部分もある。

（健康局・福祉局・区）　はい、大阪市の財産、地域の部分が大体３分の２。

（橋下市長）　土地も建物も。

（健康局・福祉局・区）　いえ、土地はほとんど大阪市になってます。

（橋下市長）　そうなんですか。そうしたら、いや、それはランドマークのそんな施設なんて、ある意味、地域の中でのランドマーク的なそういう施設だったら、地域の特徴をあらわした何かそこゆかりの名前つけるとか、みんながこれ聞いてわかるような、その地域柄あらわすような花の名前つけるなり、鳥の名前つけるなり、何かそこの地域の何かをあらわすような名前をつけてもいいでしょうし、それつけるつけないも各区ごとの話ですけども、もう今日をもってその通知はなしにすると、それは僕が引き受けますから、もし厚労省から言ってきたらやりますんで、そんなんお金も入ってないのに名前のことだけ言われるのもおかしいですけど、これじゃあ60歳以上というところも別にそれに縛られる必要ないんじゃないですか、それは何か理由あるんですか、

国からお金もらってないのに。

（健康局・福祉局・区）　もらってはおりませんけれども、その基準として老人憩の家は原則60歳以上の方が利用ということにしておりますので。

（橋下市長）　だからそういう方々を主に使ってもらうことに重きを置きましょうねということですよね。だからあいてる時間とか、そういうところは別にその年齢、60歳以上に限らずに使ってもらって、60歳以上の人が使うことを阻害しないような形でやればいいだけの話なんじゃないでしょうかね。それを60歳以上と決めて、もうそれ以外は一切使わせないって、いかにも何か硬直的なので、要は位置づけとして高齢者施設としてしっかり基礎自治体もこういうものを設けましょうという話ですから、その趣旨を十分各区でそれこそ踏まえてもらって、それはあいてるのに子供会やらＰＴＡやらが何かやるときに、60歳以上の人が使ってない時間帯まであきっぱなしで持っておくなんて、こんなもったいないことないですから、もういいんじゃないですか、だからその位置づけだけちゃんと意識してもらって、高齢者の方の施設ですよという位置づけのもとで、もう名前変えて何して、もうそれ、区長さん、後はお任せしますんで、もう新しいやり方にしましょうよ。あと、だから運営経費とか、またじゃあ改革ＰＴのほうでちょっといろいろあれですけど、もう老人憩の家の老人憩の家というのは終了と、本日をもって名前は終了。あとはいろいろ考えてください。

（改革ＰＴ）　補足的に議論の目安として、この老人憩の家の運営費そのものというのは、大体平均とったらどれぐらいかかってるんですか。補助対象になってるお金というか、43万8,000円出している相手方が現に使ってるお金というのはどれぐらい使ってることになってるんですか。

（健康局・福祉局・区）　今、私のほうで実績報告書を集計しますと、大体平均して47万円ぐらいです。

（改革ＰＴ）　その差額の。

（健康局・福祉局・区）　済みません、47万円です。

（改革ＰＴ）　ほんなら３万2,000円か、差ありますよね、それはどんな財源でやってはるんですか。

（健康局・福祉局・区）　それは地域からの寄附でありますとか、そういう財源になります。

（改革ＰＴ）　それは大阪市から見えるような形にはなってあるんですか。

（健康局・福祉局・区）　実績報告書におきましては、地域の負担金ということでうちのほうは報告をいただいておりますけれども、その一つ一つの内訳ということで言いますと、その細かいところまでは報告は受けておりません。収入としましては補助金と地域の負担金ということで報告をいただいてます。

（改革ＰＴ）　今、話に出てきてた地域集会所と憩の家と併設、基本的同じ建物みたいになってるとこも結構ありますけど、そういうときのそれぞれの経費区分というのはちゃんとわかるようにはなってるんですか。

（健康局・福祉局・区）　はい、原則、憩の家部分、例えば併設施設で１階と２階という形で地域集会所と憩の家がありますよと。光熱水費も分けてる、メーターが１本というケースが多いです、そういう場合は按分をしていただいております。

　済みません、ちょっと今、47万円と言いましたが、うちのほうで報告を受けております部分、57万円です、平均が。

（改革ＰＴ）　その辺、またちょっと他都市の分も調べてもらうときに、大阪市も現実かかってるお金と補助金出してるお金、どれぐらいというので比較してもろたほうがええかなと思いますのと、これ施設の位置づけが今まではお年寄りのための施設ということで老人憩の家という名前もついてやってきてますんですけど、位置づけを変えるか変えないかということを考えるときに、施設の維持費的な要素と何のために運営助成出してるのかというのは、これお年寄りのために出してるお金やというのが今までの位置づけになってると思うんですけど、施設をもっと広く利用していくということになると、それこそ43万8,000円の意味合いというのがまた変わってくると思いますんで、だからそういう意味でも結局、何に使われてることになってるのかというのをよく整理していただく上で、またもう一度、議論の俎上に上げてもろたらどうかなと思いますんでよろしくお願いします。

（橋下市長）　これちょっといいですか、もう一回、老人憩の家というのは国は金は出さないのに運用何とかという、これはどういう仕組みなんですか、要は、どうせいということですか、地方自治体のほうに金は出さないけれども、こういうことをやってほしいなということで自治体に指示を出してたということですかね。

（健康局・福祉局・区）　そうですね、老人福祉センターというのもございますけれども、老人福祉センターも国から補助を受けている、運営経費をいただいてるものではございません。

（橋下市長）　違うんですか。

（健康局・福祉局・区）　はい。ですんで、老人福祉センターの小型版というのが国の考え方で言いますと老人憩の家的なものなので。

（橋下市長）　それ、谷川さん言ったようにもう40年の話でしょう。

（健康局・福祉局・区）　はい、そうです。

（橋下市長）　もうだから分権の話というのが全くないときの話で、その紙、全部もう破り捨て去ったほうがいいんじゃないですか、分権の考え方以前の通知、通達は。

（健康局・福祉局・区）　申しわけありません。十分に調べておらないんで、ちょっと調べますけれども、当時、これは厚生省の年金保険の積立基金の融資でありますとか、国民年金の特別融資によりまして老人クラブというのが整備されてまいりました。それは施設なんですけれども、その施設を利用して老人憩の家として活用するために、こういう設置運営についてという通知が出ておりますので、ちょっとかなり古い話ですけども、国庫が入ってるかどうか、建設の段階で入ってるかどうかは、古い話ですけど、ちょっと調べさせて……。

（橋下市長）　ああ、そうですか。でも、もう地域で考えたらいいんじゃないですか。あれだけ義務づけ、枠づけ、廃止しようとか、僕もわんわん言ってた話が、現場でもうこういうのにがちっと縛られてこうなってる現状を見ると、なかなか行政としてはしようがないとこもあるんでしょうけど、一応、今、これ予算案で立て込んでるので、一段落ついたときに、府庁のときもそうだったんですけど、現場でこれどう考えたっておかしいなというやつは全部もう上げてほしいと、政治マターでやるからということで大号令かけたときあったんですけども、こんな話がまだ山ほどあるんだったらあれですから、また全局にそういう号令かけてもらって。

（改革ＰＴ）　多分、もともとの厚生省の高齢者施策の中の定義づけとしてそういう老人福祉センターとか老人憩の家とかってあったと思うんですよ。ほんで、昔になると、例えばそれに対して国の金銭的な補助があるとか、あるいは規制があるとか、あるいはひょっとしたらこれぐらいで１カ所とかという配置基準みたいなものもあったんかなと思うんですけども、ただ、言うても、もともとの話でもうかなり分権進む中で、一回ちょっとまた全庁的に調べます。

（橋下市長）　もう全然急いでるわけではないですけど、ほかの局の同じような話がいろいろあるのかもわかりません。いや、そうなると話が全然変わってきちゃって、いや、

僕の頭の中で、これはもう国の金が何らかのが入って、法律の枠組みの中で老人憩の家とかそういうことに年齢制限かけたものをつくらなきゃいけないような一つの制度になってるのかと思ってたんですけど、そうでないというんであれば、受益と負担の関係から、利用料の話から何から、もう一度ちょっと考え直して、地域の実情に合わせた使い方だって、ニーズも老人の方が多い、多くないとか、いろいろあると思いますし、いや、この施設、本当はあいてる時間、使わさせてくれとか、うんじゃらかんじゃら、いろいろ地域にあると思いますから、もうそれ決め打ちでいかなくていいんじゃないでしょうかね、老人の方、重視で、使う時間帯決めたりとか何とかというのも地域ごとにお任せして、そうすると老人憩の家と今、名前がついたやつも、きょうで名前なしということになると、そこを利用料をもらって、老人の方は今の局の言い分だと、御高齢の方からは無料だと言ってますけども、あいてる時間帯、別の人たちに使ってもらって利用料もらってもいいわけでしょう、別に。いや、問題ないわけですよね。

（健康局・福祉局・区）　現在は原則60歳……。

（橋下市長）　現在はね。だからそれをやめましょうという話にしたので、60歳以上無料というのも、これから議論はしてもらいますけども、少なくともこの施設を60歳以下の人に使ってもらうときには、そのときには利用料もらいましょうねということで賄っていけるじゃないですか。高齢者の方を主軸にするのかどうなのかももう一度決めてもらって、だからこの四十何万円というのを生み出すために、ある意味、地域のほうで頑張って、ほかの世代の方も使ってもらいながら利用料稼いでくださいねとか、いろんなアイデアあるのかなと思うので、ちょっと僕も頭の中でこれが何となく制度としてこういうものをやらないといけないのかなと思ってたんですが、そうでもないんであれば、もう一回、この運営経費というものも、単純にぼんと出すんじゃなくて、稼働率だって100％で、もう全く時間、朝から夜までびっちり詰まってるというわけじゃないですよね。そしたら地域の人たちにもそういうのも考えてもらうとか、ちょっと柔軟に、もう通知とかそれはもうなしにして、もう一回、柔軟に考え直して、そういう視点で改革室も見てもらえますかね、運営経費、ほかのもので賄えるということもやり方によってはできると思いますから。

あと食事サービスのことなんですけど、あれ不正事案って何がどうなってたんでしたっけね、食事サービスでちょっと前に。

（健康局・福祉局・区）　あれはわかりにくいんですけれども、食事サービスをしてる実行委員会というのがありまして、名簿を出して、これだけの人数がこんだけやりました、それに対しまして大阪市は１食250円で払ってるんですけども、それだけではなくして、地域でやってるときには地域のいろんな団体から寄附があったりします。地域は地域としての会計がありまして、その中に食事サービスが入ってる一つの会計報告があります。大阪市に提出いただいてるのは、その中でこの食事サービスの会計だけをいただいてるんですけれども、それが非常にわかりにくいと、ひょっとしたらその全体の経費の中の、本来、公費が入ってる事業の分を抜き出してきてるんですけど、二つの帳簿があるんじゃないかと、こういうふうな感じでございまして、何かを流用してるとか、そのお金をどこかに転用してるとかいうことではなくして、帳簿が２種類あるのはどういうことなんだと。

（橋下市長）　それはもう改まったわけですか。

（健康局・福祉局・区）　それについては公金として支出してます帳票類については、これは監査のほうでもお認めはいただいてるんです。ただ、やはりそういうふうなことについては、やはりそれらも含めて、例えば地域でのいろんな団体の分が一つになってるような会計全部をお出しするのか、それぞれにちゃんとやって、それぞれがまとまって一つにやるのかということについては、やはり透明性と全体的なものを図らないといけないということで、食事サービスについては全体的なもの、その中で公金の部分もこれというふうに今後はしていくようにしてます。

（橋下市長）　今後なんですか。

（健康局・福祉局・区）　はい。

（橋下市長）　わかりました。じゃあ老人福祉センターも局長、もうそういう新しい考え方でいいですよね、局で老人福祉センターと決めてますけども、区で老人福祉センターの周りに、僕はちょっと区、わからないですけど、子育て世代が多いとか、そこ使わさせて、老人福祉センターも利用制限があるんですか。

（健康局・福祉局・区）　先ほど課長説明したように、原則論の問題になろうかと思いますし、老人福祉センター、初期のものの老人福祉センターは多分補助金、国庫補助が入ってるのもあると思います、それはちょっと調べてみますけれども。それ以外で、例えば夜間ですとか、僕なんか障害福祉課を長くやっておりましたから、４月ぐらいに講習会やりたいねんと言うたときに場所がないと、そのときに老人センターの夜、

あいとるんやったら使わせてもろたらということは運用でやっていただいてるケースもあると思います、多分、老人センター。

（橋下市長）　でも、それが今の原則論で言ったらそういうことができないことになってるんですよね。

（健康局・福祉局・区）　原則論としては、多分、老人を中心にということになろうかと思いますね。

（橋下市長）　だから、もうやっぱりそれは市全体に一回、大号令かけて、もうそういう枠で国の金を補助金を受けて国の言うこと無視するという、ちょっといろいろ検討しなきゃいけないですけど、そうじゃないものに関しては枠超えて、もう地域にゆだねてという仕組みに大号令かけなきゃいけないのかなと思うんですけどね。

（健康局・福祉局・区）　だから地域活動ということで言いますと、多くは高齢者、あるいは昼間は御婦人の方々が中心になろうかと思いますし、夜になりますと昼間お勤めの方とか、あるいは障害者の方々とかいうことになろうと思います。できるだけ施設を時間的にも有効に活用するという面で言いますと、そういう規制緩和というよりも、むしろ柔軟な運営と言うたほうがええんかもわかりませんが、柔軟な運営をしていただくように持ってきたらええと思いますし、看板も括弧書きの老人福祉センターは残るかもわからないけれども、地域活動センター（老人福祉センター）でもいいんじゃないかなという。

（橋下市長）　文字の大きさは規定ないんでしょう、小さいやつで。

（健康局・福祉局・区）　お年寄りですから見えないと困りますので、少し大き目の字で。

（橋下市長）　でも、やっぱりそれはここで何か利用状況とかをいろいろ考えるよりも、やっぱり区役所が考えてもらわなきゃいけないので、それはＰＴＡに使ってもらおうが、生活指導員の何かに使ってもらおうが、何でももう自由にやってもらって、地域の住民の皆さんのクレームにならないように各施設をファシリティーマネジメントしてもらうということでいいんじゃないでしょうかね、名前からもう何からすべて含めて。

（健康局・福祉局・区）　淀川区長、金谷です。

ありがたいです。今、市長おっしゃったみたいに、地域のほうでは地域集会所と老人憩の家が合築になってて１階と２階になってる、ここからは老人憩の家、きっちり分けてはるんですよ。僕にしたら何でそんな分けなあかんの、同じ部屋やねんから。そ

れから例えば老人福祉センターの淀川区の場合は区民センターと合築なんですね、そしたら区民センターと合築やったら一体的に指定管理もやって、一体的運用管理すればもっと効率的に使えるんですけど、やっぱり指定管理が管理者が違いますから、当然お休みの日も違えば使い方も違いますし、せっかく合築のメリットが全然出ておりません。できたら区役所に来ましたらいろんなことやってみたいと実は思ってます。

（橋下市長）　本当そうですね。ちょっとそれはまた、いや、そこが一番大きいので、各基礎自治体の長で市で豊中市でそんなセンターがあって、それぞれ指定管理出すなんてないでしょうから、やっぱりここは大阪市役所という体制という中で局ごとにこうなってるので、一つの建物の中で局で所管が分かれるなんていうのはちょっと理解不能だと思いますから、やっぱりこれは今日いろんな問題点わかりましたので、25年度に向けて大きくこれ変更して、もうファシリティーマネジメントは区役所に任せて、あとは住民からクレームが来なければいいわけですから、そういう形で名称から何からひっくるめて、そういう体制に変えていきたいですね。もう変えていきたいですねというより、変えていきます。

（事務局）　それでは議論を終わります。

次に議論に移ります前に、ここで10分間だけ休憩入れさせていただきます。再開は12時とさせていただきます。よろしくお願いします。

（休　憩）